

3 非課税承認の取消し

国税庁長官は、寄附財産が寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなった場合など一定の事実が生じた場合（公益法人等が寄附財産（その寄附財産の譲渡をした場合には、その譲渡による収入金額の全部に相当する額の金銭）を国又は地方公共団体に贈与した場合などを除きます。）には、非課税承認を取り消すことができることとされています。

非課税承認が取り消された場合には、その取り消されることとなった事実の内容に応じ、寄附をした人又は寄附を受けた公益法人等に対して、原則として、その取り消された日の属する年分の譲渡所得等として所得税が課税されます（措法40②③、措令25の17⑩～⑬、⑮～⑱）。

非課税承認が取り消された場合における所得税の課税及び非課税承認が取り消されることとなる事実の具体的内容は、次のとおりです。

(1) 寄附をした人に対し、所得税が課税される場合

次に掲げる事実が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附をした人に対して、所得税が課税されます（措法40②、措令25の17⑩～⑫）。

イ 寄附があった日から2年を経過する日までの期間（※1）内に、寄附財産（特定管理方法（※2）により管理されているものを除きます。）が寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなかったこと

※1 一定のやむを得ない事情がある場合には、国税庁長官が認める日までの期間（6ページを参照してください。）となります。

※2 「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(㊦)のA、B(b)、C、D、Eに掲げる方法（9ページを参照してください。）をいいます。

ロ 寄附財産が寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供される前に、不当減少要件（「1 制度の概要」の「(1)ロ 承認要件」の(㊦)（7ページを参照してください。）に掲げる要件をいいます。(2)ロにおいて同じです。）に該当しないこととなったこと

ハ 承認特例に係る申請書を提出した人が、「2 非課税承認のための申請の手続」の「(2)ロ 承認特例の場合」の(㊦)（13ページを参照してください。）の書類の写しを、提出すべき期限までに提出しなかったこと

「不当減少要件に該当しないこととなったこと」とは

例えば、寄附を受けた公益法人等が寄附をした人又はその親族などに対して、次の行為をし、又は行為をすると認められる場合をいいます。

(イ) 公益法人等が、他の従業員に比し正当な理由もなく過大な給与等を支払っている場合

(ロ) 公益法人等が、その所有する施設を私事のために利用させている場合

(ハ) 公益法人等が、その所有する財産を無償又は著しく低い価額の対価で譲渡した場合

(2) 寄附を受けた公益法人等に対し、所得税が課税される場合

次に掲げる事実（上記(1)に掲げる事実を除きます。）が生じたことにより非課税承認が取り消された場合には、寄附を受けた公益法人等に対して、所得税が課税されます（措法40③、措令25の17⑬、⑮～⑱）。

- イ 寄附財産（特定管理方法により管理されているものを除きます。）が、寄附を受けた公益法人等の公益目的事業の用に直接供されなくなったこと
- ロ 不当減少要件に該当しないこととなったこと
- ハ 承認特例に係る申請書の提出時において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(イ)（9ページを参照してください。）に掲げる要件に該当していなかったこと（寄附を受けた承認特例対象法人が特定国立大学法人等である場合を除きます。）
- ニ 承認特例に係る申請書の提出時において、「1 制度の概要」の「(2)ロ 承認要件」の(イ)（9ページを参照してください。）に掲げる要件に該当しなくなることが明らかであると認められ、かつ、その提出の後にその要件に該当しないこととなったこと（寄附を受けた承認特例対象法人が特定国立大学法人等である場合を除きます。）

「公益目的事業の用に直接供されなくなったこと」とは

例えば、次の場合をいいます。

- (イ) 公益法人等が、寄附財産を譲渡し、その譲渡代金の全額を事業費として費消した場合
- (ロ) 公益法人等が、寄附財産（土地）を有料駐車場用地として使用した場合
- (ハ) 公益法人等が、寄附財産を職員のための宿舎や保養所などの福利厚生施設として使用した場合

(参考) 寄附財産の買換えについて

公益法人等が、非課税承認に係る寄附財産を譲渡した場合には、当該寄附財産を当該公益法人等の公益事業の用に直接供することができないこととなることから、原則として、非課税承認が取り消されることとなります。

ただし、公益法人等が、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもって新たな資産を取得し、かつ、一定の要件を満たすことにより、非課税承認を継続することができる特例等が設けられています。

なお、各特例等の概要や必要となる届出書様式については、76ページ以降を参照してください。